

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外13名

被告 国

証拠説明書

令和3年 月 日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人弁護士 大 村 珠 代

号 証	目 標 (原本・写しの別)	作成 年 月 日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 A 140 号証	荒牧重人「国際人権条約からみた「強制退去」問題	写し(インターネットから印刷したもの) 15.3.10	山梨学院大学, 荒牧重人	日本は児童の権利に関する条約の批准にあたり、「日本政府は、児童の権利に関する条約第9条1は、出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈するものであることを宣言する」との解釈宣言を行ったこと。その日本による解釈宣言について、条約の委員会である子どもの権利委員会から非難され、その解釈宣言の撤回を求められていること。	
甲 A 141 号証	法制審議会家族法制部会第2回会議(令和3年4月27日開催)において配付された	写し(インターネット) 3.4.27	最高裁判所	法制審議会家族法制部会第2回会議(令和3年4月27日開催)で配付された最高裁判所提出参考資料2-11「子の監護に関する処分事件の事件動向について」には、以下の内	

参考資料
2-11 ((最高
裁判所提出)
子の監護に
関する処分
事件の事件
同行につい
て(令和3年
4月))

ット
から
印刷
した
もの)

容が記載されていること。
子の監護に関する処分
事件(面会交流)・終局区
分別割合(全家庭裁判所)
によると、令和2年の認
容・調停成立率は7.5%
+ 57.8% = 65.3%にとど
まっていること(甲 A141
の2の11枚目)。

また、子の監護に関する
処分事件(面会交流)
の平均審理期間の推移(全
家庭裁判所)によると、
令和2年の平均審理期間
は10.3か月であるから、
この間、子と定期的に会
うことは、相手方が任意
に応じない限りできない
ことになること(甲 A141
の2の12枚目)。

子の監護に関する処分
事件(面会交流)・面会交
流の回数(全家庭裁判所)
によると、令和2年の面
会交流回数は、認容・調
停成立により終結した事
件の集計件数 144 + 751
+ 3472 + 895 + 268 =
530件のうち、「月1回」
も含めたより低頻度の面
会交流が約84%(3472
+ 895 + 268 = 4635件)、
月2回を含めると約97%
であり(4635 + 751 =
5386件)、ほとんどを占
めている。週1回以上の
面会交流が実現できたの
は、144件であり、全体
の僅か0.027%にすぎない
こと(甲 A141の2の13
枚目)。

そして、子の監護に関
する処分事件(面会交流)
の新受件数の推移(全家
庭裁判所)では、新受件
数が平成23年の8714件
から令和2年は1万2929
件に増加し、平成23年の
件数の約1.5倍に増えて
いること(甲 A141の2
の10枚目)。子の連れ去
り問題を解決するための

法律がないために、そこから生じる面会交流についての紛争が増加していることが分かること。

子の監護に関する処分事件（面会交流）の平均審理期間の推移（全家庭裁判所）も、平均審理期間が平成 23 年の 6.8 か月から令和 2 年は 10.3 か月と長期化していることが分かること（甲 A141 の 2 の 12 枚目）。子の連れ去り問題を解決するための法律がないために、そこから生じる面会交流についての紛争が増加したことも、審理期間の長期化に影響していると考えられること。

子の監護に関する処分事件（監護者の指定）の新受件数の推移（全家庭裁判所）では、新受件数が平成 23 年の段階では調停が 1312 件、審判が 1658 件であったのに対して、令和 2 年の速報値では、調停が 2244 件、審判が 2854 件となり、ともに 1.7 倍の数まで増加していること（甲 A 141 の 2 の 3 枚目）。子の連れ去り問題を解決するための法律がないために、紛争が増加していることが分かること。

子の監護に関する処分事件（監護者の指定）の平均審理期間の推移（全家庭裁判所）では、平均審理期間が平成 23 年は 6.0 か月だったものが、令和 2 年では 8.2 か月と長期化していること（甲 A 141 の 2 の 5 枚目）。子の連れ去り問題を解決するための法律がないために、紛争が増加し、さらに紛争が複雑化・深刻化したことも、審理期間の長期化に影響していると考え

られること。

子の監護に関する処分事件（監護者の指定）・終局区分割合（全家庭裁判所）では，令和 2 年の認容率は 20.9 % であり，認容されたのは 5 分の 1 にすぎないことが分かること。調停成立率は 20.9 %，調停に代わる審判率は 2.5 % であるが，監護者の指定についての結論は不明であること。却下率が 11.1 % であり，また取下げ率が 42.7 % であり，申立をしても，却下と取下げになる案件が，合計すると 53.8 % と半数を超えていることが分かること（甲 A 141 の 2 の 4 枚目）。

他方，子の監護に関する処分事件（子の引渡し）の新受件数の推移（全家庭裁判所）では，新受件数が平成 23 年の段階では調停が 989 件，審判が 1410 件であったのに対して，令和 2 年の速報値では，調停が 1578 件，審判が 2462 件とともにそれぞれ約 1.7 倍に増加していること。なお，調停は令和元年と令和 2 年ではほぼ横ばいであるのに対して，審判はその間の数字が急増していること（甲 A 141 の 2 の 14 枚目）。子の連れ去り問題を解決するための法律がないために，紛争が増加していることが分かること。

子の監護に関する処分事件（子の引き渡し）の平均審理期間の推移（全家庭裁判所）では，平均審理期間が平成 23 年の段階では 6.0 か月だったものが，令和 2 年では 8.0 か月と長期化していること（甲 A 141 の 2 の 16 枚目）。子の連れ去り問題を解決するための法律がな

				<p>いために、紛争が増加し、さらに紛争が複雑化・深刻化したことも、審理期間の長期化に影響していると考えられること。</p> <p>子の監護に関する処分事件（子の引き渡し）・終局区分割合（全家庭裁判所）では、令和2年の認容率は10.7%であり、認容されたのは10分の1にすぎないことが分かる。調停成立率は15.5%、調停に代わる審判率は1.1%であるが、監護者の指定についての結論は不明であること。却下率が21.2%であり、また取下げ率が49.4%であり、申立をしても、却下と取下げになる案件が、合計すると70.6%と7割になっていることが分かること（甲A141の2の15枚目）。</p>
甲A 142号証	安倍嘉人・西岡清一郎監修『子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協同と子どもの未来』表紙，執筆者紹介(v, vi)，15-26頁，88-118頁，奥付	写し	25.1.1 7.	<p>安倍嘉人・西岡清一郎，日本加除出版株式会社</p> <p>安倍嘉人・西岡清一郎監修『子どものための法律と実務 裁判・行政・社会の協同と子どもの未来』においては、以下の記載がされていること。</p> <p>① 19頁 執筆者：西岡清一郎（東京家庭裁判所長） 「また、面会交流についてみると、相手方が審判に応じなかった場合には、履行勧告、間接強制といった方法しか残されておらず、その実現には困難が伴うと言わざるを得ない状況にある。」</p> <p>② 111頁 執筆者：進藤千絵（大阪地方裁判所判事）他 「(7) 面会交流の履行の確保 ア 履行勧告 他方、義務者が勧告に応じない場合は義務の履行を強制することはできず、履行勧告によって調停や</p>

					審判の内容を変更することはできないなど限界もある。履行勧告が功を奏しない場合には、後述する間接強制や改めて調停を申し立てることが必要になる。」
甲 A 143 号証	日本経済新聞掲載の記事「「高齢親 困り込み」に賠償命令 姉 2 人、妹と母会わず」	写し (インターネットから印刷したもの)	1.12.30	日本経済新聞社	東京地裁平成元年 11 月 22 日判決は、当時 80 代の母親を自宅から連れ出した長女と次女が、三女と母が会うことを拒み続けるのは不法行為に当たるとして、長女らに対して 110 万円を三女に賠償するよう命じる判決を言い渡したこと。
甲 A 144 号証	読売新聞の記事「長男連れ去り父に有罪判決・・・福岡地裁」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.8.6	読売新聞	福岡地裁令和 3 年 8 月 5 日判決は、妻が先に長男を連れ去り別居した後、夫が長男との面会交流後に長男を引き渡さずに連れ去り自宅に寝泊まりさせた案件において、被告人である夫に有罪判決を下したこと。被告人である夫の弁護人は、「妻が正当な理由なく長男を連れて別居したことが違法で、あるべき状態への回復を図った」と無罪を主張したが、判決では退けられたこと。